



環境生活課からのお知らせ

廃棄物は適切に処分しましょう

「ごみの不法投棄は犯罪です
絶対にやめましょう」

山林や河川、道路、公園、民有地にみだりにごみを捨てることが、法律で禁止されており、不法投棄が行われると、自然環境が汚染され、私たちの健康や生活環境に悪影響を及ぼします。不法投棄を見かけたら、直ちに警察署生活安全課(☎23)0110番)又は市に通報をお願いします。

◆不法投棄をする

ごみの不法投棄に対しては、個人であっても法律(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」)により厳しい罰則が適用されます。不法投棄に会社に関わった場合には、実行為者が処罰されるのはもちろん、会社も高額な罰金が科せられます。

また、未遂行為であっても不法投棄の場合と全く同等の罰則が適用されます。

罰則(不法投棄に対する罰則は家庭ごみ、産業ごみとも共通です)

・5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。
・会社に関わった場合には、会社にも1億円以下の罰金が科せられます。

◆土地所有者・管理者の方へ
ごみの不法投棄が行われ、原因者が特定できない場合には、土地の所有者や管理者が「ごみ」の後片付けをしなければなりません。不法投棄を未然に防ぐよう管理を徹底しましょう。

野焼き(ごみの焼却)は禁止されています

家庭ごみや事業活動で出たごみ、家庭等の解体材などを野焼き(ごみの焼却)することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

◆禁止されている野焼き

- ・地面の上にごみを置き、そのままの状態で燃やすこと
- ・地面に穴を掘り、その穴の中でごみを燃やすこと
- ・小型の焼却炉やドラム缶などでごみを燃やすこと

◆例外

- ・廃棄物処理基準に従った焼却炉でのごみの焼却
- ・河川敷の草焼きなど国や地方自治体がその施設の管理に必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なごみの焼却

・農業者が行う稲わらや林業者が行う伐採枝の焼却

・「どんど焼き」など風俗習慣上、又は宗教上の行事での焼却

罰則

違反者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。

テレビ・冷蔵庫・洗濯機、エアコンの処分は家電リサイクル法に基づいて処分してください

◆回収方法

販売店回収方式
その製品を買った家電小売店か同じ種類の製品を買おう

としていた小売店に連絡ください。小売店には古い家電製品を引き取る義務があります。郵便局振込方式

家電製品を買った店が廃業したり地元が無い場合は、郵便局を利用して処分することができます。この場合、家電の品目とメーカー名(製造業者名)を必ず事前に確認ください。

郵便局でリサイクル料金の振込手続きをした後、市に連絡ください。指定の引き取り業者が自宅まで回収に伺います。

消費者の負担

リサイクル料金(メーカーにより異なります)と収集・運搬料金(申込み先で確認ください)を負担していただきます。

リサイクル料金の目安
冷蔵庫・冷凍庫4千830円、
テレビ2千830円、洗濯機2千520円、エアコン3千150円

資源(ごみ)の回収は「カン・リッ・ペ」
「リサイクル」の回収は「リサイクル」

水ですすいでから出してください。
・プラスチックのキャップは
その他プラスチックとして、

スチールやアルミのキャップ、瓶ビールや瓶ジュースなどの王冠、コルクの栓は一般ごみとして出してください。

・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢等のボトルは、平成20年4月1日よりペットボトルに変更になりましたので識別マークに従って出してください。なお、打栓式プラスチックキャップは、ボトル等から取り外しその他プラスチックとして出してください。



・ガラス製品でも、皿などの耐熱ガラス、湯のみなどの陶磁器類、クリスタルガラス製のコップや灰皿、農薬や劇薬が入ったピンは、資源にはなりませんので一般ごみとして出してください。
・透明か半透明の袋にまとめて入れてください。

環境生活課廃棄物対策係
☎(24)2111内線278番